

郡山市営住宅家賃等の減免又は徴収猶予実施要綱

平成10年2月27日制定
 平成27年4月1日一部改正
 平成28年1月1日一部改正
 平成28年10月1日一部改正
 令和2年4月1日一部改正
 令和2年10月1日一部改正
 [建設部住宅政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号、以下「条例」という。）第16条に定める家賃の減免又は徴収の猶予（以下「減免等」という。）及び条例第19条第2項に定める敷金の減免又は徴収の猶予の実施について、法令、条例その他関係規定に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(家賃の減免基準及び減免額等)

第2条 市長は、入居者が次の表の減免対象事由の各号に該当する場合については、これに対応する減免額の欄に定める額を当該入居者の家賃から減免することができる。

減 免 対 象 事 由	減 免 額
(1) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下同じ。）に規定する住宅扶助を受けている場合でその市営住宅の家賃が扶助限度額を超えるとき。	住宅家賃から当該住宅扶助限度額を差し引いた額
(2) 生活保護法の住宅扶助を受けていた者が、疾病等による入院加療のため住宅扶助の支給を停止されたとき。	住宅扶助の支給が停止されている期間の家賃全額
(3) 生活保護法の規定に基づき算定した世帯の収入（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する老年者がいる場合はその者の収入から同法第80条の老年者控除を行った後の収入）が、生活保護基準に満たないとき（前号に掲げる場合を除く。）。	次に掲げる計算方法によって得た金額。 ただし、家賃に乗ずる数は0.5を超えることはできない。 $\text{家賃} \times \left(1 - \frac{\text{世帯の収入} - \text{老年者控除}}{\text{世帯の生活保護基準額}} \right)$

(4) 入居者が疾病にかかり長期にわたって療養する必要が生じ、その治療に要した費用として市長が認定する費用の月額を、その者の収入から控除した額（右欄において、「医療費控除後の額」という。）が、61,500円以下になるとき（第1号に掲げる場合を除く。）。

下表の左欄に掲げる医療費控除後の額に応じ、家賃に右欄に掲げる減免率を乗じて得た額

医療費控除後の額	減免率
0～10,250	50%
10,251～20,500	40%
20,501～41,000	30%
41,001～61,500	20%

(5) 入居者が、天災又は火災により家財（家内にある家財に限る。）に著しい損害を受けたとき（第1号に掲げる場合を除く。）。ただし、損害保険金等で補てんされる家財にかかる損害は対象外とし、入居者の世帯の責めに帰すべき過失又は故意による災害の場合は、減免の対象としない。

当該家賃の2分の1以上で市長が認める額

(6) 市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者（既に用途廃止が決定している市営住宅に継続して入居している者を含む。）が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が、公営住宅法第44条第4項の規定に基づき公営住宅法施行令第12条に定められた減額を実施してもなお従前の市営住宅家賃の額を超え、当該入居者の居住の安定を更に図る必要があると認められるとき。

市長が認める額

(7) その他市長が前各号に準ずる特別な事情があると認められたとき。

市長が認める額

備考

- 1 第2条第3号における「収入」とは、条例第2条第3号に規定する収入をいう。
- 2 生活保護法による扶助料、傷病者の恩給並びに遺族の恩給及び年金その他非課税所得となっている年金及び給付金は、この表の適用については、収入とみなす。
- 3 減免額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- 4 減免後の家賃の額が、1,000円未満となるときは、当該家賃は1,000円とする。

- 2 公営住宅法、条例その他関係諸規定に違反している者については、原則として減免を行わない。
- 3 市長からの住宅の移転又は交換を指示されている入居者で、正当な理由なくこれに従わないものについては、減免を行わない。
(家賃の徴収猶予)

第3条 前条第1項の表第2号、第3号、第4号、第6号又は第7号の減免事由に該当する場合で、家賃の支払能力が6か月以内に回復すると認められるときは、家賃の徴収の猶予を行うものとする。この場合は、家賃の減免を行わない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、家賃の徴収の猶予について準用する。
(減免及び徴収猶予の期間)

第4条 家賃の減免等を行う期間は、1年を超えない範囲で、市長が入居者及びその同居者の事情を考慮して認める期間とする。
(申請手続等)

第5条 家賃の減免等を受けようとする入居者は、郡山市営住宅条例施行規則（平成9年郡山市規則第1号）第18条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号に規定する書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 官公署の発行する収入を証する書類（所得証明書、源泉徴収表等）
 - (2) 16歳以上で無職の者にあつては、扶養されていることを証する書類
 - (3) 疾病災害等については、関係機関が発行するその事実を証する書類
 - (4) 課税所得のない入居者にあつては、その生計費の出所を明らかにする書類
 - (5) 非課税所得とされる年金、保険給付等がある場合は、その額を確認できる書類
- 2 前条の規定にかかわらず、家賃の減免等は、一の事由について再申請することができる。
(原因消滅等の届出義務)

第6条 家賃の減免等の承認を受けている入居者は、その承認期間中に承認の原因となる事実に変更があつた場合は、速やかにその旨を市長に届けなければならない。
(減免等の取消)

第7条 市長は、減免等を受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免等を 取り消すものとする。

- (1) 第5条に規定する申請書類に事実と異なる虚偽の記載をし、その他不正の行為により減免等を受けたとき。この場合においては、減免を受けた日にさかのぼって減免前の家賃を徴収する。
- (2) 前条に規定する届出義務を怠ったとき。
- (3) 条例に規定する入居者の保管義務に違反したとき。
- (4) 条例に規定する明渡請求の対象となる行為を行ったとき。
(敷金の減免又は徴収の猶予)

第8条 敷金の減免又は徴収の猶予については、家賃の減免等の規定を準用する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の制定は、条例附則第3項の市営住宅については、平成10年4月1日以後に生じた事由に係る家賃の減免又は徴収猶予について適用し、同日前に生じた事由に係る家賃の減免又は徴収猶予についてはなお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に市営住宅に入居している者の家賃の減免対象事由については、平成29年3月31日までの間は、この要綱による改正後の郡山市営住宅家賃等の減免又は徴収猶予実施要綱第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。